

**沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念事業委託業務に係る
企画提案仕様書**

沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課

1 件名

沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念事業委託業務（以下「本業務」という。）

2 目的

令和 7 年（2025 年）は沖縄県とハワイ州が姉妹提携して 40 周年の節目を迎える。両県州の自然、文化、歴史、産業やこれまでの様々な交流について、広く両県州民に紹介する取組を実施し、沖縄とハワイの交流の意義を再確認し、将来に向かってさらに友好・協力関係の発展を図ることを目的として「沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念事業」を実施する。

3 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

※ スケジュールについては、本県と協議の上、業務スケジュールを確定すること。
業務履行期間中にやむなくスケジュールの変更を要する場合は、速やかに本県と調整すること。

4 提案総額の上限額

提案に当たっては、34,880,000 円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合もある。

5 委託業務内容

- (1) ハワイ沖縄姉妹提携 40 周年記念式典・祝賀会への参加及び関係機関訪問（ハワイでの行事参加）

開催日：令和 7 年 9 月 1 日（月）（予定）

- ・式典及び祝賀会は、ハワイ州政府・ハワイ沖縄連合会が開催
- ・開催日やその前後に、ハワイ政府など関係機関を訪問・視察

※ 日程（案）については、別添のとおり

ア 沖縄県関係者ハワイ移動・宿泊等手配業務

※ 日程（案）については、別添のとおり

※ 訪問団メンバーについては、県三役を含め 20 名程度

※ 沖縄県関係者の渡航費及び宿泊費については、見積書に含めなくても良い。

※ 現地視察・訪問先については、沖縄県が調整する。

- (2) 沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念式典・祝賀会の開催（沖縄での開催）

開催日：令和 7 年 10 月 11 日（土）

ア ハワイ政府関係者県内移動手配業務

- ※ 日程（案）については、別添のとおり
- ※ 訪問団メンバーについては、ハワイ関係者 20 名程度
- ※ ハワイ関係者の渡航費及び宿泊費については、見積書に含めなくても良い。
- イ 招待状の送付、出席者の取りまとめ、式典、祝賀会の運営等事務局機能
- ウ 沖縄及びハワイの伝統芸能などを披露
- エ 沖縄とハワイの自然、歴史、文化及び両県州の交流・連携についての紹介展示
- ※ 会場は、200 から 300 名を収容する県内の一般的なホテルの宴会場とし、県と調整の上決定する。

【企画提案】イ、ウ、エの内容

式典及びレセプションの総合的な演出プラン

(3) 芸能団等派遣による文化交流

- ア ハワイ沖縄姉妹提携 40 周年記念式典・祝賀会（ハワイ側）における芸能公演
- イ その他ハワイ側で実施するイベントへの出演
- ※ 派遣する芸能団については 10 名程度の団体とし、県と調整の上決定する。
- ※ 芸能披露については、会場側及びハワイ沖縄連合会と調整を図りながら実施する。

【企画提案】 式典・祝賀会における芸能公演の内容

(4) ハワイ沖縄姉妹関係フォーラム又はワークショップ（ハワイでの開催）

- ア 沖縄とハワイが関係発展する分野等の意見交換会の運営等事務局機能
- ※ ハワイ州側及び沖縄県側から姉妹提携に関する取組や沖縄から戦後 80 年の取組等を講演。
- ※ フォーラム等を通して、沖縄とハワイとの関係に関する内容（期待する関係発展分野など）案をとりまとめる。
- ※ 取組及び内容は、その後の各種情報発信に活用する。
- ※ 会議の参加人数は 200 名見込み。
- ※ 沖縄とハワイとの関係に関する内容、テーマについては、県、ハワイ州政府、ハワイ沖縄連合会と調整を図りながら決定する。

【企画提案】フォーラム等進行・運営方法の提案

(5) 沖縄とハワイの交流・連携についての情報発信

- ア パネルの作成及びパネル展示の実施

沖縄とハワイの自然、文化、歴史や両県州のこれまでの交流・連携について紹介する内容とする。

説明文は日英併記とする。

パネルの総数は、B1 縦 12 枚程度とし、増刷必要時に使用するデジタルデータも作成する。

ホームページへの掲載も想定して作成すること。

パネル展については、以下の関連イベント等の連携を想定。

- ・ ハワイ沖縄姉妹提携 40 周年年記念式典及びフォーラム又はワークショップ
- ・ 沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念式典

【企画提案】 パネルの内容、デザイン、パネル展示の方法、
上記関連イベント以外の展示

イ ウェブサイトの作成

本事業に関連した情報を発信するウェブサイトの作成と運営

トップページ及び末端ページを作成

末端ページの構成は、①事業紹介 ②ハワイの紹介 ③ハワイ移民の歴史 ④沖縄とハワイの関係（交流・連携実績） ⑤イベントスケジュール ⑥動画紹介

本事業の記録映像として写真及び動画コンテンツを作成し掲載する。

掲載する内容は、沖縄県が提供する資料等を活用し作成すること。

沖縄県ホームページにリンクさせる。

【企画提案】 ウェブタイトルデザイン
トップページテンプレートデザイン
末端ページテンプレートデザイン
その他必要と思われるページ内容

ウ テレビ番組又はラジオ番組を活用した発信・広報（沖縄での取組）

県内のテレビ番組又はラジオ番組を活用した、沖縄とハワイの自然、文化、歴史及び両県州の交流を含めフォーラム等にて交流・意見交換を行った内容についての発信。

【企画提案】 テレビ番組又はラジオ番組を活用した発信・広報の内容

(6) その他、情報発信に活用できるイベントや取組等（追加提案）

ハワイ及び沖縄県内において、上記(1)～(5)以外に、提案総額内で実施可能なイベ

ントや取組等の提案

【企画提案】イベントや取組等の内容、開催地、時期等

6 見積りに入れる事項

(1) ハワイ沖縄姉妹提携 40 周年記念式典・祝賀会への参加及び関係機関訪問

ア 県訪問団の現地移動（借上げ車 2 台（14 名乗り、24 名乗り）に関する費用

イ 訪問関係機関へ贈る記念品

(2) 沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念式典・祝賀会の開催及び視察

ア 会場借上げ及び式典・祝賀会に関する費用

※祝賀会は 250 名の会食を伴う会として積算すること

イ ハワイ州政府関係者の県内移動（借上げ車 2 台（ミニバン、マイクロバス）に関する費用

ウ 演出、運営に関する費用

エ 芸能団等の出演に関する費用（旅費、移動費用等）

オ 招待状の作成及び送付に関する費用（300 通程度）

カ 空港歓迎用花束（2 束）

(3) 芸能団等派遣による文化交流

ア 芸能団等の渡航、超過手荷物料金、滞在、輸送及び現地移動等に関する費用

イ 芸能団等の現地祝賀会やその他ハワイで開催するイベント参加に関する必要な費用

(4) ハワイ沖縄姉妹関係フォーラム又はワークショップ

ア 提案する進行・運営方法に沿った運営に必要な費用

(5) 沖縄とハワイの交流についての情報発信

ア パネルのデザイン及び作成に関する費用

イ パネル展の実施に関する費用（輸送、設営、運営）

ウ ウェブサイトタイトル作成に関する費用

エ ウェブサイト、テンプレートのデザインに関する費用

オ ウェブサイトの運営に関する費用

カ コンテンツ作成に関する費用

キ 記録映像の作成に関する費用

ク テレビ番組又はラジオ番組を活用した発信・広報に関する費用

(6) その他、情報発信に活用できるイベントや取組等（追加提案）

ア その他、情報発信に活用できるイベントや取組等（追加提案）の実施に関する費用

※ 委託業務の内容、見積りに関しての質問は、「沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念事業委託業務企画提案公募要項」の「6 企画提案に対する質問」に記載の手順のとおり行うこと。

7 実施体制

受託者の体制は次の条件を満たすこと。

- (1) 本業務の責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者をプロジェクトリーダーとして設置すること。
- (2) 本業務に専任担当者を設置すること。
- (3) 本業務に必要な要員を配置しチームとして編成すること。
- (4) プロジェクトリーダー及びメンバーの責任・権限を明確にし、本業務への参画度、参画時期について明確化すること。
- (5) 問題等発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にすること。
- (6) 受託者は速やかに体制図を提出すること。
- (7) 通常及び緊急時において迅速に委託者との連絡を可能とすること。

8 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、または請け負わせることはできない。また、以下に定める契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとして予め県が書面で認める場合はこれと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ア 式典・祝賀会の演出等の業務補助に関する再委託
- イ その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは予め書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

○その他簡易な業務

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ 行事、広報等に係る通訳、翻訳業務
- オ 事業実施に係る荷物の輸送、移動手配
- カ その他、県が簡易と決定した業務

9 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記「8 再委託等の制限」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）を遵守しなければならない。

11 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果

品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

12 成果物

- (1) 事業報告書（現物 2 部、電子データ 1 部）
- (2) 沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念事業サイトデーター式（ウェブサイト制作の納品物）
- (3) その他県が指定したもの

13 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。

別添

ハワイ日程（案）

日時	内容	場所予定
8月29日（金）	沖縄出発 ハワイ到着	
8月30日（土）	調整中	
8月31日（日）	・オキナワンフェスティバル（その他ハワイ側で実施するイベント）	コンベンションセンター
9月1日（月）	午前 調整中	
	お昼 ・ハワイ沖縄40周年記念式典・祝賀会	ワシントンプレイス
	午後 ・フォーラム又はワークショップ	ハワイ沖縄センター
	夕方 ・アロハパーティー（その他ハワイ側で実施するイベント）	ハワイ沖縄センター
9月2日（火）	ハワイ出発	
9月3日（水）	沖縄到着	

沖縄日程（案）

日時	内容	備考
10月10日（金）	ハワイからの訪問団沖縄到着	
10月11日（土）	日中 ・県内視察、メディア発信など	
	夕方 ・沖縄ハワイ40周年記念式典・祝賀会	
10月12日（日）	ハワイからの訪問団沖縄出発	